

「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」 国会上程に対する反対要望提出への賛同・協力をお願い

不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク 代表 下村小夜子

共同代表 子ども相談室「モモの部屋」 内田 良子

〒285-0864 千葉県佐倉市稲荷台 2-14-3 ワーカーズコレクティブ風車内

TEL&FAX : 043-309-8667

メール連絡先 : ftkhkk@gmail.com

ブログ : <http://ftk.blog.jp/>

Twitter : @ftkhkk

Facebook : 不登校・ひきこもりを考える
当事者と親の会ネットワーク

私たちは、不登校・ひきこもりの当事者・経験者、登校拒否・不登校を考える全国各地の親の会、子どもの居場所（フリースペース）の運営経験者などで構成するネットワークです。私たちは、それぞれの経験から、学校の生活などで傷つき、疲れ果て、学校に行かれなくなった子どもの命を守るためには、「まず、家でゆっくり休むことを第一に保障すること」「安心して過ごせ、自分があるのままだに受け入れられる居場所を確保すること」が何よりも大切だと学び、そのための活動をつづけてきました。

このたび、「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」（略称「多様な教育機会確保法案」）が、国会に上程されようとしています。先の国会での上程は断念されましたが、本法案を主導してきた馳浩議員が文部科学大臣となったいま、次期国会に向けて検討がすすめられています。

私たちは、当事者としての経験、また親の会の経験から、この法案に大きな危機感を抱いています。この法案では、第四章で不登校について、「相当の期間学校を欠席している学齢児童又は学齢生徒であって」「就学困難なもの」の保護者に対し学校に在籍しないで（学籍を抜いて）、「個別学習計画」を作成できるとし（12条）、教育委員会の認定を受けた場合、就学義務を履行したとみなされます（17条）。また、申請は保護者しかできず、教育委員会による改善・変更の勧告に従わなかったときは、「認定を取り消すことができる」（15条）となっており、子どもの意思や権利が尊重され難い法案になっています。「認定個別学習計画」に従って学習した子どもには、市町村の教育委員会から修了証書を授与されます。学校から学籍を抜いて（除籍して）いるため、「卒業」ではなく「修了」（18条）扱いとされ、学歴格差（差別）が生じます。

今までこのような手続きをせずとも卒業が認められていた不登校の子どもや保護者にとっては、心身ともに多大な負担がかかります。学校でのいじめや体罰、懲罰的な指導などから避難し、家を居場所にして心身の休養・回復をはかっている不登校の子どもに対し、家庭を学校化するものです。多くの不登校の子どもたちの休む権利、生きる権利が侵害される、問題の多い法案です。

そこで当ネットワークとしては、全国のみなさまの御賛同・御協力を得て、「多様な教育機会確保法案」（略称）を白紙に戻す、もしくは夜間中学のみの法案とするよう働きかけたいと考えます。賛同の団体・個人の名前をまとめた要望書を関係の国会議員に提出し、国会での法案成立を推進する議員連盟等に対しても、法案を白紙に戻すための交渉を行う予定です。当ネットワークの趣旨に賛同できる団体、または個人の方は、反対要望書にぜひ名を連ねていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 趣旨に賛同していただける団体やグループは、上記連絡先まで、グループ名・団体名と、代表名をメール・郵送・FAXでお送りください。賛同くださった方のご意見をふまえ、要望書を作成します。
2. 個人で賛同される方は各団体・グループ名、所属等を書き、1名～何名でも結構ですので下記のようにお願いします。
例：「〇〇の会」〇〇 〇子
「親の会〇〇」〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
3. コメントがありましたら、一筆お書きください。（まとめて議員にお渡しいたします）

以上

賛同書

不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク 宛 (FAX:043-309-8667)

「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」臨時国会上程に対する反対要望に賛同し、以下のとおり連絡します。

記

〈コメント〉

グループ名、団体名、所属など

お名前

ご住所

電話

FAX

Mail :

※ 下記、いずれかに○をつけてください。

1. 当ネットワークブログなどでの「お名前・団体名・所属」の公開 [可 ・ 不可]
2. 当ネットワークブログなどでの「コメント」の公開 [可 ・ 不可]